

## 福井県死因究明等推進協議会に関する情報の公開について

### ◆ 公開の趣旨

○令和4年3月に厚生労働省が作成した「死因究明等推進地方協議会運営マニュアル」において、地方協議会の資料や議事録等については、自由闊達な議論の妨げにならないなど会議の運営に支障がない範囲で可能な限りホームページ等で公開することが望ましいとされている。

### ◆ 福井県死因究明等推進協議会の情報公開の現状

○事務局において福井県死因究明等推進協議会のホームページを作成しており、協議会の開催実績を掲載している（参考資料4のとおり）。  
⇒協議会資料や議事録等については掲載していないため、死因究明等に関する施策の実施状況が把握できない。

### ◆ 今後の協議会資料等の取扱いについて

○協議会資料は原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、非公開とする。

- (1) 福井県情報公開条例第7条各項（非公開情報）に掲げる情報が含まれている場合
- (2) 協議会資料や議事録等を公開することにより、協議会の公正または円滑な運営に支障が生ずるおそれがある場合
- (3) 委員から提出される資料のうち、当該委員が公開を希望しない場合

○議事録については、発言の詳細までを記載するのではなく、概要を取りまとめたものを事務局において作成し、公開することを基本とする。

（参考）福井県情報公開条例第7条各項の概要

- 第1項：個人情報または個人の権利利益を害するおそれがある情報
- 第2項：法人等の正当な利益を害するおそれがある情報
- 第3項：犯罪捜査等の公共の安全と秩序の維持に関する情報
- 第4項：行政規制情報
- 第5項：公にしないことを条件として任意に提供された情報
- 第6項：行政内部における審議・検討に関する情報
- 第7項：行政が行う事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報
- 第8項：法令等により公開できない情報